

平成20年 8月29日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美		

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

18番 大原功

3. 会議録署名議員

9番 山本芳照 10番 杉浦敏

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	大木博雄	総務部長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 都市計画課長	伊藤敏之	教育部次長	高橋忠
監査委員兼 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市民課長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健康推進課長	渡辺安彦
福祉課長	前野幸代	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	総合福祉センター 所長	伊藤薫

十四山総合福祉 センター所長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	石 川 敏 彦
商工労政課長	服 部 保 巳	土 木 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
社会教育課長	水 野 進	図 書 館 長	伊 藤 秀 泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 同意第6号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 同意第7号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第8 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第9 | 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第10 | 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第40号 第1次弥富市総合計画の基本構想について |
| 日程第12 | 議案第41号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第13 | 議案第42号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第14 | 議案第43号 弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止について |
| 日程第15 | 議案第44号 海部津島土地開発公社定款の変更について |
| 日程第16 | 議案第45号 海部南部広域事務組合規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第46号 市道の認定について |
| 日程第18 | 議案第47号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第48号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第49号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第50号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 認定第1号 平成19年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |

日程第25 認定第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 発議第5号 決算特別委員会の設置について

~~~~~  
午前10時07分 開会

議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより平成20年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。  
~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と杉浦敏議員を指名します。
~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から22日までの25日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの25日間と決定しました。  
~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。また、私学をよくする愛知父母懇談会の菅原洋一さんから市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。
~~~~~

日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第6号 教育委員会委員の任命について

日程第7 同意第7号 教育委員会委員の任命について

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、同意第4号から日程第9、諮問第3号まで、以上6件を一括議題とします。

大木教育長の退場を求めます。

〔教育長 大木博雄君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 服部市長に提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意4件、諮問2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、岡田幹雄氏が平成20年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市荷之上町六十人482番地26、岡田幹雄氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第5号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、吉田實氏が平成20年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第6号教育委員会委員の任命につきましては、加藤正和氏が平成20年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市鎌島六丁目11番地、加藤正和氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第7号教育委員会委員の任命につきましては、大木博雄氏が平成20年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市平島町東勘助36番地1、大木博雄氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤徳善氏が平成20年12月31日任期満了のため、その後任の後継者として、弥富市稲吉二丁目32番地、花井功氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平野広行氏が平成20年6月30日付で辞職されたため、その後任の候補者として、弥富市境町84番地、福田正美氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第6号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、同意第7号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

大木教育長の入場を求めます。

〔教育長 大木博雄君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） 大木教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

大木教育長。

教育長（大木博雄君） ただいまは議案に同意をいただきまして、ありがとうございました。

60年ぶりの教育基本法の改正に対する対応、あるいは少子化が進む中での過密な場所、あるいは過疎の場所といったことに対する課題もたくさんあるかと思えます。誠心誠意対応してまいり、弥富市教育行政のために頑張りますので、ひとつ皆様方の御助言、御指導いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に、諮問第2号をお諮りします。

諮問第2号は市長の推薦のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

次に、諮問第3号をお諮りします。

諮問第3号は市長の推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

議長（黒宮喜四美君） 日程第10、議案第35号を議題とします。

本案に関し審査経過の報告を、厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会の報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託され、継続審査となっておりました議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきまして、本委員会は去る8月19日午前10時より開催をいたしました。その審査結果を御報告申し上げます。

当局より2日間の説明会の報告を受けた後、その内容は、7月19日土曜日、出席者93人、発言者9人、7月25日金曜日、出席者48人、発言者9人で、2日とも出席・発言された方が相当数お見えになったということでありました。説明会は、市側より十四山地区公共施設活用検討委員会の経過報告と、保健センターの現状と、十四山保健センターの有効活用についての説明の後に質疑応答を行い、その主なやりとりの報告がありました。委員から、現在十四山保健センターで行っている事務の後退することのないようにとの御意見等々があり、市側より、十四山支所の特定健診事務の中で、必要に応じ保健師を増員して対応する旨の答弁がありました。採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

以上、御報告を終わります。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、まず安井光子議員。

11番（安井光子君） 弥富市保健センター条例の一部改正について、反対討論を行わせていただきます。

6月議会で、十四山保健センターを条例から削除する廃止条例が継続審査となりました。十四山保健センター地元説明会が、委員長の御報告のとおり2回開かれました。参加したほとんどの人は、「あれは説明会ではない」「もう決めているから従ってほしい」「御理解いただきたいという報告会のようなものでした」「こんなやり方は納得できません」「期待して応援していたのがっかりしました」などの声が多数聞かれました。

まず一つ目の問題点です。合併協の調整方針で、両保健センターは現行どおり新市に引き

継ぐとなっていました。しかし、合併したら住民や議会の意見も聞かず、母子保健事業、内容は乳幼児健診や予防接種などですが、これを弥富保健センターへ統合されました。乳幼児を持つお母さんたちからたくさんの苦情が寄せられました。そして、わかったのでございます。この措置については前市長の時代に行われたことでございますが、合併協で決まったことを行政が勝手に変更することは許されるものではありません。

二つ目の問題点です。昨年10月、十四山公共施設有効活用検討委員会がつけられました。構成メンバーは、区長初め各種団体の役職員ばかりです。一般質問で私は公募の委員を入れるべきだと提案しましたが、受け入れられませんでした。ことしの1月22日、公共施設の有効活用はまだ具体的になっていない段階で、なぜか保健センターを廃止して、児童館、子育て支援センターにするという案だけで採決がとられ、委員の賛成で決められました。市は、検討委員会の答申を受けたからと、6月議会に突然十四山保健センターを廃止する条例を提案したのです。事前の住民の意向調査も説明会も一切ありませんでした。余りにも住民をないがしろにしていると言わざるを得ません。この間、十四山保健センターの存続を願う会が中心になって集まった署名は1,200名弱、3回にわたる市長への陳情・要請行動、若いお母さんたちが自分たちの思いを寄せ書きにして市へ届けたりもしました。この住民の意思や願いは市には届かなかったのでしょうか。

十四山保健センターは住民にとって特別な思いがあります。合併前は、乳幼児の予防接種、健診を受けるために母や子たちが集まり、子育ての悩みや育児について医師や保健師さんからアドバイスをもらったり、母親たちの交流を深める場になっていました。お年寄りも、お達者クラブに参加して体操をしたり、血圧をはかって健康相談を気軽に受けることができました。十四山には児童館や子育て支援センターがなくても、保健センターがその役割を果たしてくれていました。子供からお年寄りまで気軽に相談に行ける保健センターを残してというのが住民の正直な気持ちです。決して十四山だけ大事にしたいとか、よければいいと考えているわけではありません。合併して弥富市全部が友好に仲よく過ごしていくのを、旧十四山の住民も望んでおります。十四山支所などは、弥富市南東部の市民センター構想をもって有効活用が進められようとしております。保健センターも、鍋田地区や佐古木地区の人々とともに利用できる健康づくりの拠点として存続してほしいという提案もしてまいりました。児童館や子育て支援センターなど、十四山にない、他の地区では利用者も多い施設をつくってやるのだからいいだろうという考えは、たとえそれが善意から出発したことであっても、住民の声や気持ちに寄り添い、市民とともに考えていく行政にはそぐわないものです。

平成19年、市長就任1ヵ月後の施政方針で市長は、「就任1ヵ月間の中でいろいろと学ぶものがありました。その中で痛感したことは、市政運営と市民意識の隔たりのあることあります。そのために、さらなる市民本位の行政運営に心がけ、次のような課題に取り組みた

いと考えております。市役所とは、市民のお役に立つところでなくてはならないことであり
ます。市政の原点にかかわる重要な問題であります。ともすると、職員は市民に視線が向い
ていないという厳しい批判をよく耳にしたことがあります」。これからさらに続くんですが、
市長はこのように述べておられます。地方自治の精神に沿ったすばらしい施政方針だと考え
ます。今回の保健センターを廃止する一連のやり方は、市民本位の市政とははるかに隔たり
のあるものではないでしょうか。今後、このようなやり方は改めていただくこと、初心を忘
れない市政運営をしていただくことを強く求めまして、反対討論といたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきまして、賛成討
論をいたします。

この条例改正、十四山保健センターを新たに児童館、子育て支援センターに転用するこ
とは、今の時代のニーズであります。将来を担う子供たち、お母さんたちが毎日のように利用
できる施設として活用するものであり、弥富市全体のバランスのとれた子育て支援施設とし
て重要であり、必要性の高いものと考えます。したがって、議案第35号弥富市保健セン
ター条例の一部改正につきまして、賛成をいたします。

議長（黒宮喜四美君）他に討論の方はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君）これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君）起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第40号 第1次弥富市総合計画の基本構想について

日程第12 議案第41号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理につ  
いて

日程第13 議案第42号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
ついて

日程第14 議案第43号 弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止について

日程第15 議案第44号 海部津島土地開発公社定款の変更について

日程第16 議案第45号 海部南部広域事務組合理約の変更について

日程第17 議案第46号 市道の認定について

- 日程第18 議案第47号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第48号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第49号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第50号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 認定第1号 平成19年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第2号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第3号 平成19年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第4号 平成19年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第5号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第6号 平成19年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第7号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第11、議案第40号から日程第28、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案3件、法定議決議案4件、予算関係議案4件、決算承認議案7件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号第1次弥富市総合計画の基本構想につきましては、第1次弥富市総合計画の基本構想を定めるため、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う条文の整理を、2本の条例をまとめて行うものであります。

次に、議案第42号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、地方自治法の一部改正に伴う条文の整理を、3本の条例をまとめて行うものであります。

次に、議案第43号弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止につきましては、条例の制定目的を達成したため、条例の廃止をするものであります。

次に、議案第44号海部津島土地開発公社定款の変更につきましては、公有地の拡大の推進

に関する法律及び民法の一部改正に伴い、条文の整備のため定款の一部を変更するものであります。

次に、議案第45号海部南部広域事務組合規約の変更につきましては、事務所の位置を変更するため、同組合規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号市道の認定につきましては、道路改良事業等に伴い道路を整備しますので、関係路線を市道として認定するものでございます。

次に、議案第47号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,875万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億3,215万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては、今後の巡回バスのあり方を検討するための巡回バス検討委員会委員報償費45万円、住民税を年金から特別徴収するためのシステムの改修等の電算事務委託料2,130万円であります。

民生費におきましては、平和之碑建設の工事請負費484万円、次世代育成支援地域行動計画策定にかかわるアンケート調査の委託料120万円、車東子どもの遊び場の修繕工事請負費350万円であります。

衛生費におきましては、焼却灰の処理について、市の処分場に搬入する計画で当初予算を計上しましたが、処分委託に方針変更することによる海部地区環境事務組合負担金3,649万円であります。

消防費におきましては、親局のアンテナの位置を変更するための同報無線の整備工事請負費110万円であります。

教育費におきましては、（仮称）第2桜小学校建設予定地の測量業務、ボーリング調査等の地質調査委託料850万円、弥富中学陸上部の全国大会出場による選手派遣費補助金70万円であります。

これらに対して、まず主な歳入といたしましては、市税2億3,600万円、前年度繰越金1億2,783万円等を増額計上いたす一方、財政調整基金繰入金2億8,985万円を減額いたすものでございます。

次に、議案第48号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度保険給付費等の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を40億9,654万6,000円とするものでございます。

次に、議案第49号平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度医療諸費の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億2,758万円とするものでございます。

次に、議案第50号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事務勘定において前年度支払基金交付金の額の精算に伴い、その返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を17億8,332万8,000円とし、サービス事業勘定において臨時職員の賃金等を計上し、歳入歳出予算の総額を4,245万4,000円とするものでございます。

次に、平成19年度各会計の決算認定についてでございます。

我が国の経済状況は、アメリカのサブプライム問題の影響や、ガソリン、生活用品などの物価の上昇、住宅建設や個人消費の低迷などにより減速感が強まっており、国、地方自治体の財政状況は一段と厳しい状況となると思われまます。平成19年度から三位一体改革により、まず本格的な税源移譲が始まりましたが、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求にこたえるべき課題事業を推進するため、今後とも限られた収入をより効率的に執行してまいります。平成19年度決算は弥富市としての2回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆様を初めとして、市民の皆様方の御理解、御協力によるものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

認定第1号平成19年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額140億4,643万9,000円に対し、まず歳入決算額142億427万9,713万円で、収入率は101.1%、歳出決算額137億5,026万2,954円で、執行率は97.9%となりました。

歳入におきましては、前年と比べ市税全体で8億4,824万円余りの増額となりました。その内訳は、個人市民税が5億2,819万円、法人市民税が2,879万円、固定資産税が2億8,394万円、軽自動車税が234万円、市たばこ税が497万円と大幅な増額になりました。市税以外の主なものは、合併算定がえにより普通交付税が3億1,156万円交付され、歳入全体では前年度に比べ11.4%、額にいたしまして14億5,503万円余りの増加となりました。

一方、歳出におきましては、今後のまちづくりの指針となる総合計画の策定や市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことないように努めてまいりたいと思えます。

福祉関係では、乳幼児等の医療費自己負担分の全額助成制度を、従前の12歳から15歳に達した日の年度末まで拡大し、こんにちは赤ちゃん事業の実施とともに、十四山西部児童クラブ施設の建築、保育所エアコンの設置などの保育環境整備に取り組み、子育て支援を図ってまいりました。

基盤整備事業では、平島中土地区画整理事業を推進するとともに、排水路、排水機場の整備で湛水防除緊急農地防災事業ほか、農地・水・環境保全向上対策の推進など農業基盤整備、中央幹線道路、穂波通線などの幹線道路や生活道路の整備、五明公園を初めとする公園等の整備に努めてまいりました。

消防関係では、災害時において住民に対して迅速かつ的確な情報伝達を行うために、同報無線整備工事を平成19年、20年度の継続事業として実施する等、安心・安全なまちづくりを

推進してまいりました。

教育関係では、弥富中学校校舎移転改築工事、平成20年度実施の3小学校の耐震補強工事の設計等教育環境の整備に努めるとともに、中学校への英語指導助手の派遣事業、スクールカウンセラーの派遣事業を実施してまいりました。

次に、認定第2号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額38億8,750万3,914円、歳出決算額38億8,023万6,210円であります。

高齢化の進展等によりまして医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いておりますが、税率の改正及び支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと深く御礼申し上げます。

次に、認定第3号平成19年度弥富市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額27億6,327万6,693円、歳出決算額26億6,291万3,181円でありまして、老人医療費が増大し続ける中、健全な財政運営が維持できました。

次に、認定第4号平成19年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに5億5,340万7,112円でありまして、公共用地の先行取得に努め、また一般会計に4億7,500万円繰り出しました。

次に、認定第5号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億4,706万8,529円、歳出決算額4億2,871万8,304円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区及び鍋田地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山西部地区の管路工事及び処理施設整備を進めました。

次に、認定第6号平成19年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において歳入決算額16億7,347万2,530円、歳出決算額16億6,760万593円、サービス事業勘定において歳入決算額4,201万5,617円、歳出決算額3,305万4,559円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様に十分浸透し、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第7号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額9億2,398万1,416円、歳出決算額9億117万6,600円でありまして、平島、鎌島、操出、狐地及び三稲地区の管渠施設工事等の面整備事業を積極的に進めました。

平成19年度弥富市決算を地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものでございます。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算及び決算は説明を省略させま

す。

まず、企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 議案第40号第1次弥富市総合計画の基本構想について御説明申し上げます。

この第1次弥富市総合計画は、合併に際して弥富町・十四山村合併協議会で策定されました新市基本計画及び旧2町村の総合計画などを基本とし、直近の住民ニーズの動向や社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、市民のまちづくりの共通目標として、また自立したまちづくりの経営指針として策定したものでございます。なお、この計画案は、昨年11月に総合計画審議会に諮問し、5回の審議を経て、本年8月12日に御答申をいただいたところでございます。

今回の総合計画策定につきましては、広く市民の皆様にご意見、御提言をいただくため、公募委員による市まちづくり会議の開催、総合計画基本構想案及び基本計画案のパブリックコメントを実施させていただきました。パブリックコメントによる御意見、御提言につきましては、今回の行政運営に当たり参考とさせていただくとともに、総合計画審議会にお諮りしながら計画案の修正も行ってまいりました。

特に今回の総合計画策定で留意しましたことは、行政内部における行政運営の指針という役割が強かった従来の総合計画から、市民参画、協働という役割を一層重視した総合計画に転換させるということでございます。市民の皆様がこの総合計画に基づいたまちづくりに積極的に参加し、もしくは協働していただく、そういう市民参画、協働という共通目標としての役割を重視して、本市が将来に目指す市民生活や地域生活の姿をわかりやすく示し、その実現に当たって必要な施策を定めたものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、人事秘書課長。

人事秘書課長（村瀬美樹君） 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

次のページをごらんください。

株式会社日本政策金融公庫法につきましては、政策金融改革として、政策金融機関を再編成により新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、公庫法が施行されることに伴い、条例の整理を行うものでございます。

第1条、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、第3条第2項、これは損害補償を受ける権利についての規定でございますが、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に用語を改めるものでございます。

第2条、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、第12条第1項第3号、これは年次有給休暇についての規定でございますが、「公庫の予算及び決算

に関する法律第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に用語を改めるものでございます。

附則、これは施行期日についての規定でございますが、この条例は平成20年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明を申し上げます。

次のページをごらんください。

このたびの地方自治法の一部改正につきましては、第203条報酬及び費用弁償の規定を第203条の2に繰り下げ、新たに第203条として議員報酬、費用弁償の規定が定められましたので、条例の整理を行うものでございます。

第1条、弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、第1条中、これは趣旨を定める規定でございますが、「第203条」を「第203条の2」に改めるとともに、新たに議員報酬、費用弁償の規定が定められましたので、第203条の2の規定から「議会議員を除く。」という用語を削除するものでございます。

第2条、弥富市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、題名から別表までの各規定中、「報酬」を「議員報酬」に用語を改めるものでございます。

第3条、弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、第1条、これは審議会設置についての規定でございますが、「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に、第2条、これは審議会諮問についての規定でございますが、「報酬」を「議員報酬」にそれぞれ用語を改めるものでございます。

附則、これは施行期日についての規定でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議案第43号弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例の廃止について御説明申し上げます。

次のページをごらんください。

弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例を廃止する条例。弥富市殉公之塔及び鍋田神社合祀条例は廃止する。

附則でございますが、これは施行期日を定めるものでございまして、この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 議案第44号海部津島土地開発公社定款の変更について説明申し上げます。

次のページをごらんください。

まず初めに第7条、これは民法第59条の規定によることとされていた監事の職務が公有地の拡大の推進に関する法律に規定されたことから、監事の職務に関する規定を整理するものでございます。

続いて第26条、これは公社の余裕金の運用の方法として郵便貯金を削ることとされたことから、余裕金の運用に関する規定を整理するものでございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、第7条の改正規定は平成20年12月1日から、第26条の改正規定は愛知県知事の認可の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第45号海部南部広域事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

次のページをごらんいただきたいと思えます。

今回の改正でございますが、事務所の位置を「弥富市稲吉一丁目8番地弥富市役所鍋田支所」から「弥富市神戸三丁目25番地弥富市役所十四山支所」に変更する規約改正でございます。

なお附則といたしまして、この規約は平成21年2月1日から施行する。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に、土木課長。

土木課長（三輪眞士君） 議案第46号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備に伴い、五之三134号線と芝井30号線の2路線を認定させていただくものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案18件は、継続議会で審議したいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~

日程第29 発議第5号 決算特別委員会の設置について

議長（黒宮喜四美君） 日程第29、発議第5号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

12番(三宮十五郎君) お手元の発議第5号決算特別委員会の設置について、これは議会運営委員長の私が提出者で、議会運営委員全員が賛成者で提出させていただくものでございます。

名称は「決算特別委員会」、設置根拠は地方自治法第110条及び弥富市議会委員会条例第6条でございます。目的は平成19年度一般会計及び各特別会計の決算審査、定数は9名でございます。

提案理由といたしましては、19年度における市政等がいかに所期の目的を達成したかなどを検証するとともに、審査の過程で施策等に対し指摘した事項を今後の予算に反映させていくため、決算特別委員会を設置するものでございます。皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(黒宮喜四美君) 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

~~~~~

議長(黒宮喜四美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に、決算特別委員会において正・副委員長が互選されましたので、その結

果を報告いたします。

決算特別委員長に伊藤正信議員、副委員長に武田正樹議員、以上のとおりであります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。

~~~~~

午前11時11分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 本 芳 照

同 議員 杉 浦 敏

